

長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿 第一層 上（一～七四簡）

五一廣場東漢簡牘研究會（飯田祥子・章瀟逸・角谷常子・藤本航輔・鷲尾祐子）

本稿は、長沙五一廣場東漢簡牘（以下、五一廣場簡と略稱する）第一層出土簡に對する譯注である。五一廣場東漢簡牘研究會ホームページ（<https://gotinokai.jimdofree.com/>）上で發表してきた「長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿暫定版」（一）～（三）に修正を加えたものである。

解題

五一廣場簡の概要と出版狀況

五一廣場簡は、二〇一〇年に湖南省長沙市中心部に位置する地下鐵五一廣場驛建設工事中に發見された木簡・竹簡等の簡牘資料群である。地下から直徑約三・六メートル、深さ一・五メートルの窖の遺構がみつかり、簡牘はそこから瓦片等とともに出土した。簡牘の總數は六八二點とされている（「簡報」・「壹」前頁）。

簡牘には「永元」（後八九～一〇四年）、「永初」（一〇七～一一三年）等の紀年がみえることから、後漢中期、和帝から安帝期のものであると判斷され（「簡報」）、また長沙郡臨湘縣廷の文書であると推測されている（「陳偉二〇一三」）。漢代の内地における行政文書の出土例としては最大規模であり、比較的出土文字資料に乏しい後漢時代に關するものという點でも重要な意義を持つ。本資料群自體は二〇〇年程度の比

較的短い時間の内に作成された簡牘であり、内容の密度が高く、性格は限定的である。その一方で、近隣一〇〇メートル程度の空間内からは、前漢武帝期の走馬樓西漢簡牘、後漢靈帝期の東牌樓東漢簡牘と尚徳街東漢簡牘、三國呉の走馬樓呉簡といった複数の資料群が出土しており、特定地域の官府について通時的な検討が可能になることが期待されている（「高村二〇二〇」）。

二〇一三年には『文物』に「簡報」が掲載され、簡牘二二點のカラー圖版および二〇點の釋文が公開され、二〇一五年に一七六點を掲載する『選釋』が出版された。二〇一八年から報告書である『壹』以下の大型圖録書籍の出版が開始され、二〇二三年九月時點で『陸』まで刊行されている。これらの書籍は、一冊あたり四〇〇から五〇〇點の簡牘を収録し、釋文は句讀點を加えず、内容に基づく分類や注釋は附さない。圖版は原寸（一部は縮小）のカラーおよび赤外線撮影による圖版を掲載し、また、各簡の幅・長さの情報を公開している。重複を除き、圖版未掲載の無字簡を含めれば、二七〇〇點程度の情報が公開されている。綴合を整理すると、公開済の簡牘は二五〇〇點程度となる。

出土層

五一廣場簡が出土した窖は三層からなり、原始出土編號の①②③は出土層を示す。總數六八六二點のうち、第一層出土簡には一三二點（綴合後一二五點）が含まれる。第二層は一〇〇點（同九九點）、のこりが第三層であり、壓倒的に三層出土簡が多い。

本稿は第一層出土簡を對象とする。「簡報」は第一層の特徴を、灰黑色土層であり、厚さ〇・二二〜〇・三二メートルである。土質はやわらかく、灰および赤い焼けた土の粒子をやや多く含み、大量の陶瓦片と少量の木製品および簡牘等を出土した。この層の出土簡牘は木簡が主である。

と説明している。土質や色、夾雜物に關する説明は、第三層の説明と共通するところがあり、「灰黄色土層」の第二層のみがやや異質なようである。

しかし、簡牘の性格が出土層によって異なるということはなさそうである。その理由は、層をまたぐ綴合例および冊書の復元例があるためである。

整理者による綴合をあげるなら、第一層出土簡と第三層出土簡の綴合例としては、『伍』一七一七+一六六（③:266-49+①:106-3）、『伍』一八〇七+八（③:266-139+①:8）がある。第二層と第三層出土簡の例には、『壹』一二六+四九九（③:120+③:249-2）、『陸』二一七一+五七八〇+二二二一（③:268-2+291-46+③:125）がある。いずれも簡の形状・筆跡・文脈からみて綴合に問題はない。

冊書の復元についても、第一層出土の『壹』八一（①:85）は第三層出土の冊書と編綴され、楮をつけて保管されたと考えられる「飯田二〇二一」。その他、第一層出土で、第三層出土簡と關聯簡を見出すことができる簡は、『壹』八三三（①:87-1）、『壹』九七（①:100）等、多數

存在する（各簡【所見】参照）。第二層出土簡についても、『壹』二三一（③:126）は第三層出土簡と綴合されたうえで、『壹』三〇一（③:137）等と同一冊書を構成していたことが指摘されている。「周海鋒二〇二一a」「楊小亮二〇二二」。

一方、特定の層や簡番號に關聯簡が集中する例もある。第一層には牛の屠殺に言及する簡が集中し（四〇簡【所見】参照）、第二層でも「齋」という人名のみえる簡が連続していて、冊書であったと推測できる（暫定版（七）一三七簡【所見】参照）。また第三層では、原始出土編號が③:264からはじまる簡に「守史勤言調署伍長人名數書」冊と、それに添附された簿籍が集中している。「周海鋒二〇二〇」「楊小亮二〇二二」。これらの冊書は、まとまりを保持したまま廢棄された可能性が高いだろう。

しかし、層をまたいだ綴合簡・關聯簡の分布がみられることからすれば、「楊小亮二〇二二」八三頁がすでに指摘するように、五一廣場簡は廢棄以前の段階で、散亂した状態になっていたと考えられる。層や簡番號ごとに廢棄の時期が異なる、または文書の出所が異なるという蓋然性は低い。

形状と状態

整理者は簡の形状について、「木牘」「木兩行」「楮」「竹簡」「削衣」等に区分している。しかし、形状に關する分類の判斷基準が示されておらず、また破損して種類を確定できない簡は假に「木牘」としたとし（『壹』凡例）、形状の分類は確たるものではなく、参照にとどめるべきである。なお、本稿における簡牘の形状に關する認識は、「高村二〇一五d」を参考にしている。

「簡報」は合檄「簡報」例六＝『選釋』一一七（③:285）をはじめ、

大型の簡牘を紹介し、『選擇』は木兩行簡を多く掲載していた。整った隸書の筆跡とともに、一點あたりの文字の多い簡が印象的であった。しかし、その後、公開がすすむにつれ、大型の簡牘や、木兩行簡は五一廣場簡のなかで必ずしも多くを占めるわけではないことがわかってきた。

公開済の約二五〇〇点のうち、兩行簡は五六〇点ほどにすぎない。多くを占めるのは竹簡で、一六〇〇点以上がそうである。封泥匣を持つ簡は四〇点程度、楮は七〇点ほどあるが、側面に刻齒を持つ證明用の簡や、多面體の簡は現在のところ確認できない。また、一行書きのいわゆる「札」は、竹質のものが圧倒的に多く、木質のものは數點にすぎないというのも五一廣場簡の特徴である。

簡の状態については、焼け焦げた簡が一部あり（『壹』二三四）、長大な合檄は切り落とされている（『壹』一二四）。また二次的に加工した可能性のある簡（『壹』七二）もある。しかし、里耶秦簡の一部にみられるような文字を削り取った上に書寫した痕跡や、西北漢簡で散見される書寫材料以外での再利用のために整形された簡「高村二〇一五c」は確認できない。

一方、削衣も存在する「劉國慶二〇一九」が、『壹』二二六（③715）等、第三層の原始出土編號③71番臺に集中し、かつ、これらの筆跡はいずれも草書である。簡番號が集中するのは整理作業における人為的な要因の結果であろう。しかし、草書のみで書かれた簡が全體でもわずかなのにもかかわらず、削衣に草書が集中し、かつ、壓倒的に多い隸書の削衣が極めてまれである（『伍』一九二八）ことは、本資料群における簡牘使用の何らかの特徴を反映する可能性がある。

簡の状態は、材質によっても違いがある。冊書の形態に編綴して用いられた簡は、一尺＝二三センチメートルの長さで整形されたと考え

られるが、同じく冊書に用いられたはずの木兩行簡と竹簡では、状態のよしあしが著しく異なる。圖版を一目すればそうと感ぜられるように、五一廣場簡の木兩行簡は完形のものが多く、文字も鮮明であるが、竹簡は状態がよくない。數字上で比較すれば、木兩行簡で二〇センチメートル以上の長さをとどめている簡は七割程度にのぼる。それが竹簡では一割程度にすぎず、一〇センチメートルにみたないものが半數以上を占める。原形をとどめる竹簡は多くない。状態の悪さゆえ、竹簡は墨跡が鮮明ではなく、釋讀は困難であり、綴合簡はわずかである「楊小亮二〇二二」「謝明宏二〇二二a」「謝明宏二〇二二b」。しかし點數の多さから、五一廣場簡の整理・研究において、竹簡の理解を軽視することはできないだろう。

木兩行簡・竹簡という編綴される簡が圧倒的に多いにもかかわらず、「楊小亮二〇二二」一九頁によれば、冊書としての状態、またはそのようなならば順をとどめて出土した例はないと言う。同時に一部には編綴紐と考えられる纖維片様の附着物が確認できる簡があることも指摘している。圖版をみるかぎり、竹簡『壹』五四や木牘『伍』一七九二等がそれに相當するだろう。また、大型の木牘『參』一一四二＋一二四一は、兩行簡や「札」らしき簡の壓痕が明瞭で、亂雑に簡が重なっていた様をうかがえる。「楊小亮二〇二二」は五一廣場簡が廃棄以前の段階で散亂していたとするが、とすれば冊書の多くは廢棄の前の段階で、すでに紐が外されていたと想定することができる。

記載内容

「簡報」は、「内容は豊富で、當時の政治・經濟・法律・軍事の多領域にわたり、いずれも當時使用されていた公文書で、實効性を有したものである。文書の往來關係について言えば、主に長沙郡と門下の諸

曹、および臨湘縣と門下の諸曹の下行文書、臨湘縣や臨湘縣所屬諸郷・亭の上行文書であり、外部の郡縣との往來文書もある」「簡牘には司法と關わる内容のものが多くあり、刑事・民事・訴訟等に關聯する」と述べていた。

内容については、現時点でも大勢においてこの理解に異論はないものの、特に民間、あるいは官吏と民の間の事件に關わり、その取り調べを指示・報告するものが目立つ。第一層出土簡の具體例をあげるならば、殺人(『壹』一一二)、『壹』一二三)、傷害(『壹』一二〇)、強盜(『壹』八〇)、誘拐婚(『壹』九七)、姦通(『壹』九三)等の事件・犯罪、吏の不正に關わる告發(『壹』九五)、民の戸の分離申請(『壹』三六)を報告するものがある。そこには事件當事者の辭(供述)がみられ、市井に生きる人びとの聲に近い情報や、生活の様子をうかがわれることが魅力と言えよう。

文書の所屬について言えば、先にふれたように、「陳偉二〇一三」が臨湘縣廷の文書であると推測していた。公開簡が増加した現在でも、この認識と齟齬をきたす簡はみられないように思われる。第一層の例をあげるならば、長沙郡太守府發信・臨湘縣廷受信文書正本(『壹』三一四・一四一〇五)、臨湘縣屬吏發信・縣廷受信文書正本(『壹』三六、『壹』八八)と、縣廷内部で作成された決裁に關する文書(『壹』九四)、官府内の文書保管管理用の楮(附札)(『壹』七〇、『壹』一二五等)、それに臨湘縣を宛先とする封緘簡牘(『壹』五、『壹』六七等)がある。これに加えて臨湘縣廷發信文書の控えも存在するが、第一層ではそれと確定できる簡はない。第二層・第三層出土簡も含めて述べるならば、督郵等郡太守府屬吏(『貳』六〇〇、『貳』六八二)や他縣(『壹』三八四)との文書「章二〇二二」、他縣屬吏とのやりとり(『壹』二九一)がみられることが注目される。今後、この時期の地方制度、

郡と縣の關係を検討する上で重要な意義を持つだろう。

一方で、情報の傳達に關わる狹義の文書が壓倒的に多く、内容的にも限定されることには注意が必要である。先に「刻齒」を持つ簡がみえないことにふれたが、記載内容からも金錢・物品の出納を證明する文書は確認できない。五一廣場簡よりも後代の尚德街簡には刻齒を持つ簡(尚德街簡一一八)が存在することからすれば、五一廣場簡の時期に長沙において刻齒簡牘が使用されていなかったとは考えがたい。何らかの條件により、この資料群に刻齒簡牘を含まない特徴が生じたとみるべきであろう。書信についても、私的な内容を持つものは『貳』四五三・『貳』四五八程度であるし、簿籍も少ない。

もちろん、公開済の簡は全體の半分にもみたくない。現在の状況にみられる傾向が、資料群全體を反映しているとは斷言できない。つまり將來公開される資料のなかに、これまで多數みられたものと全く異なる内容を持つ簡が含まれる可能性は否定できない。しかし、五一廣場簡の獨特な偏りは意識せねばならない。つまり、臨湘縣廷に集積された文書のうちの特定分野に關するものであり、臨湘縣廷内の限定された部局、もしくは文書庫に由來し、一定期間の保管を経て、一括して廢棄されたものという可能性である。里耶秦簡や西北漢簡、走馬樓吳簡等の大規模な簡牘行政文書資料群と比較したうえで、偏りをこの資料群の特徴として理解することが求められるだろう。

(飯田祥子)

凡例

一、本譯注は長沙五一廣場東漢簡牘の簡牘整理序號、【釋文】、【訓讀】、【現代語譯】、【注】、【所見】からなる。ただし一部省略した項目もある。

二、簡番號は「一簡(①.1)」のように、「簡牘整理序號(原始出土編號)」で示す。原始出土編號は、二〇一〇年に長沙(Changsha)五一廣場(Wuyi Guangchang)の1號窖(Jiao)から出土したことを示す『2010CWJ1』と、窖の堆積層を示す①②③、整理過程で振られた算用數字からなるが、『2010CWJ1』は省略した。

三、【釋文】は原則として、長沙市文物考古研究所・清華大學出土文獻研究與保護中心・中國文化遺產研究院・湖南大學嶽麓書院編『長沙五一廣場東漢簡牘(壹)』(中西書局、二〇一八年)「釋文」頁所載の釋文を底本とするが、圖版および圖版附載の釋文によって一部修正を加えている。底本の釋字を改めた場合は【注】に記す。文字の配置は、『壹』圖版・釋文に基づき、できるだけ原簡の字配りを反映させている。底本と異なる記號は以下のとおりである。

斜體：別筆。【】：文例により釋文を補う。

∴：レイアウトの都合で改行が生じる場合、簡文の連續を示すために挟む。

四、『壹』に圖版が掲載されていない簡、および圖版が掲載され墨跡は確認できるものの、釋讀不能の簡は示さない。

五、簡の排列は『壹』に従う。他簡との綴合により排列を變更する場合は、簡番號の若いものに従い、【所見】で注記する。

六、【注】【所見】で五一廣場簡を引用する際は「壹一」のように、原則的に「『收録書略稱』簡牘整理序號」で示し、原始出土編號は省略する。ただし、「簡報」および『選釋』收録簡については原始出土編號を併記する。

七、簡の大きさは『壹』「簡牘編號及尺寸對照表」によるが、『參』「壹、貳輯簡牘編號及尺寸更新表」において訂正された簡はそれによっている。材質については『壹』同表「形制」欄に基づくが、「竹

簡」とあるものは「竹質」、「木兩行」「木牘」および「封檢」「楮」「函封」とあるものは「木質」と表記する。

引用資料

- 「簡報」：長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一廣場東漢簡牘發掘簡報」(『文物』二〇一三年上)
- 「選釋」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』(中西書局、二〇一五年)
- 『壹』『貳』『參』『肆』『伍』『陸』：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘(壹)(貳)(參)(肆)(伍)(陸)』(中西書局、二〇一八・二〇一九・二〇二〇年)
- 「二年律令」：彭浩等編『二年律令與奏讞書』：張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀(上海古籍出版社、二〇〇七年)
- 里耶秦簡：陳偉主編『里耶秦簡牘校釋(第一卷)』(武漢大學出版社、二〇一二年)
- 居延漢簡：舊簡・簡牘整理小組編『居延漢簡(肆)』(中央研究院歷史語言研究所、二〇一七年)、新簡・張德芳主編『居延新簡集釋(一・四・七)』(甘肅文化出版社、二〇一六年)
- 東牌樓簡：長沙市文物考古研究所等編『長沙東牌樓東漢簡牘』(文物出版社、二〇〇六年)
- 尚德街簡：長沙市文物考古研究所編『長沙尚德街東漢簡牘』(嶽麓書社、二〇一六年)
- 走馬樓吳簡竹簡：長沙簡牘博物館等編『長沙走馬樓三國吳簡・竹簡(壹・肆・柒)』(文物出版社、二〇〇三・二〇一〇・二〇一三年)
- 烏程漢簡：曹錦炎等主編『烏程漢簡』(上海書畫出版社、二〇一二年)

引用文獻

- 中文
- 陳偉 二〇一三「五一廣場東漢簡牘屬性芻議」(簡帛網二〇一三・九・一四)
- 陳偉 二〇一七「檢、與、署」(『秦簡牘校讀及所見制度考察』武漢大學出版社)
- 何佳・黃樸華 二〇一五「試探東漢『合檄』簡」(『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』中西書局)

- 李均明 二〇二〇「五一廣場東漢簡牘所見『例亭』等解析」(『出土文獻』二〇二〇(四))
- 劉國慶 二〇一九「簡牘柿及相關問題初論」(『出土文獻』一五)
- 王彥輝 二〇一七「聚落與交通視閥下的秦漢亭制變遷」(『歷史研究』二〇一七(一))
- 謝明宏 二〇二二 a「《長沙五一廣場東漢簡牘》綴合(一)」(簡帛網二〇二二(一〇七))
- 謝明宏 二〇二二 b「《長沙五一廣場東漢簡牘》綴合(二)」(簡帛網二〇二二(一一三))
- 楊小亮 二〇二二「五一廣場東漢簡牘冊書復原研究」(中西書局)
- 嚴耕望 一九六一「中國地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度」(中央研究院歷史語言研究所,一九六一年初版,一九九〇年三版)
- 周海鋒 二〇一七「《長沙尚德街東漢簡牘》校讀記(一)」(簡帛網二〇一七(一二二))
- 周海鋒 二〇一八 a「《長沙五一廣場東漢簡牘》文書復原舉隅(一)」(簡帛網二〇一八(一一二六))
- 周海鋒 二〇一八 b「《長沙五一廣場東漢簡牘》選讀」(簡帛網二〇一八(一二二六))
- 周海鋒 二〇二〇「《長沙五一廣場東漢簡牘》文書復原舉隅(二)」(簡帛網二〇二〇(四一七))
- 周海鋒 二〇二二 a「《長沙五一廣場東漢簡牘(伍・陸)》初讀」(簡帛網二〇二二(一〇八一三))
- 周海鋒 二〇二二 b「《長沙五一廣場東漢簡牘(伍・陸)》初讀(續)」(簡帛網二〇二二(一〇八一八))
- 簡帛網:武漢大學簡帛研究中心 (<http://www.bsn.org.cn/>)
- 日文
- 「暫定版(七)」:五一廣場東漢簡牘研究會「長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿(七)暫定版」(五一廣場東漢簡牘研究會ホームページ二〇二二(一〇八一九))
- 『漢簡語彙』:京都大學人文科學研究所簡牘研究班編『漢簡語彙:中國古代木簡辭典』(岩波書店,二〇一五年)
- 安部聰一郎 二〇二〇「臨湘縣の地理的環境と走馬樓兵簡」(伊藤敏雄・關尾史郎編『後漢・魏晉簡牘の世界』汲古書院)
- 飯田祥子 二〇二二「五一廣場東漢簡牘③200-2」③200-5平行文書冊書復元及び關聯簡に關する覺書」(五一廣場東漢簡牘研究會ホームページ二〇二二(一〇二二五))

- 飯田祥子 二〇二二「五一廣場東漢簡牘の上行文書に關する基礎的整理」(『漢字文化研究』一二)
- 章 瀟逸 二〇二二「後漢中期官文書簡の基礎的研究—長沙五一廣場東漢簡牘を中心に」(『京都大學』歴史文化社會論講座紀要一九)
- 角谷常子 二〇二四「木簡使用の變遷と意味」(『東アジア木簡學のために』汲古書院)
- 鷹取祐司 二〇一五「漢代官文書の種別と書式」(『秦漢官文書の基礎的研究』汲古書院)
- 鷹取祐司 二〇二二「長沙五一廣場東漢簡牘・君教文書新考」(慶北大學校人文アカデミー『東西人文』一五)
- 高村武幸 二〇一五 a「前漢後半期の書信簡牘の分類と檢討」(『秦漢簡牘史料研究』汲古書院)
- 高村武幸 二〇一五 b「後漢代の公文書と書信」(『秦漢簡牘史料研究』汲古書院)
- 高村武幸 二〇一五 c「簡牘の再利用—居延漢簡を中心に—」(『秦漢簡牘史料研究』汲古書院)
- 高村武幸 二〇一五 d「中国古代簡牘の分類について」(『秦漢簡牘史料研究』汲古書院)
- 高村武幸 二〇二〇「長沙五一廣場後漢簡牘の概観」(伊藤敏雄・關尾史郎編『後漢・魏晉簡牘の世界』汲古書院)
- 富谷至 一九九八「漢代の勞役刑—刑期と刑役—」(『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎)
- 初山明 二〇〇六「爰書新探」(『中國古代訴訟制度の研究—古文書學と法制史—』京都大學學術出版會)
- 初山明 二〇一五「長沙東牌樓出土木牘と後漢後半期の訴訟」(『秦漢出土文字史料の研究—形態・制度・社會—』創文社)
- 鷺尾祐子 二〇二二「長沙における居民管理制度の變遷—漢から三國吳までの里—」(『東洋史研究』八一(二))
- 譯注
- 一簡 (①:1) 23.3 × 28cm 木質
- 【釋文】
- 蒙閭略(1)盡力(2)考實(3)辭(4)有增異(5) 正處言(6)眞歆賜

Ⅱ(7)職事 圍恐(8)叩頭死罪敢言之(9)

守右尉追豫章(10)劫人□(11)

【訓讀】

……闕略を蒙る。盡力して考實し、辭に増異有らば、正處して言わん。眞・歆・賜は職事惶恐叩頭死罪して敢えて之を言う。

守右尉、豫章の劫人□を追う。

【現代語譯】

……大目にみていただきました。盡力して調査し、供述に變更があれば、正しく審らかにして申し上げます。眞・歆・賜は職務の件で惶恐叩頭死罪して申し上げます。

守右尉は豫章郡の劫人□を追跡しています。

【注】

(1)闕略…大目にみる。「業以前罷黜、故見闕略(顏師古注。闕略、謂寬縱不問也)、憂恐、發病死」(『漢書』杜周傳・杜業)、「當處重罰、以錢畢、蒙闕略」(『選釋』四六(③:325-29))。

(2)盡力…力をつくす。「宮女無用、填積後庭。天下雖復盡力耕桑、猶不能供」(『後漢書』宦者列傳・呂強)、「奉得書、輒尋擇推求何人、未能得。期日迫盡、不能趨會、願復假期。盡力辟切、陰微起居、逐捕何人」(『參』八八一-九二七)。

(3)考實…調査する。「詔下州郡檢覈墾田頃畝及戶口年紀、又考實二千石長吏阿枉不平者」(『後漢書』光武帝紀・建武十五年)、「書到、考實姦詐、正處言」(『貳』五四三)。「考」は「調べて明らかにする。調査する」(『漢簡語彙』)、「實」も「あきらかにする。調べる」(『漢簡語彙』)の意味がある。「衆人以爲虛言、吾將舉類而實之(高誘注。實、明)」(『淮南子』精神訓)、「咎在王者不欲實事」(『選釋』一一七(③:285))。

(4)辭…供述。「辭」に同じ。段玉裁は「辭」と「辭」について、「按經傳凡辭讓皆作辭說字。固屬段借」と述べる(『說文解字注』辛部)。「申し開きをする」「供述」を意味する「辭」(『漢簡語彙』)として、五一廣場簡では「辭」字を用いている。「輒考問壽・賜、知狀者男子光文、節諄女子光妾等。辭皆曰、文安成鄱鄉、壽・賜・妾縣民」(『參』九五八)。

(5)増異…變更。異同。「増異復上」(『後漢書』董卓列傳)、「報到、有増異、正處復言」(『壹』八二二)。ただし、「辭有…言」は定型的表現であり、情報に追加や異同があつた場合には再度報告することを言うのである。「初山二〇一五」参照。

(6)正處言…正確に審らかにして報告する。「處」は、審らかにする。「平也者、皆當察其情、處其形」(『呂氏春秋』有始)、「解不處苟瑟與根知有親無」(『貳』五二二)。「正處言」の用例が多いが(願假期、逐召柅考實、正處言「貳」四一五等)、「處言」(考實、處言「選釋」八九(③:325-18))に修飾語のつくバリエーションの一つである。他に、「明正處言」(『貳』四三五-四三四)、「明分別正處言」(『貳』六八六)等もみられる。

(7)眞・歆・賜…發信者である吏の名。同名の吏としては、「兼掾眞」(『肆』一六九九)、「廣成鄉助佐賜」(『選釋』一〇六(③:325-145))があるが、同一人物かは不明。吏の「歆」は確認できない。

(8)職事惶恐…職務の件でおそれる。「職事」は「職務。仕事ぶり」(『漢簡語彙』)、「惶恐」は「おそれる。上行文書における謙讓表現としても用いられる」(『漢簡語彙』)。「羣司勉修職事、極言無諱」(『後漢書』明帝紀・永平八年)。「職事惶恐」は五一廣場簡に散見される(『貳』六七二)等)が、「職事留遲無狀惶恐」(『壹』三二六)、「職事留遲惶恐」(『壹』三二八)、「職事無狀惶恐」(『壹』三二八)のように、「職事」が

どういう状態であることに「惶恐」しているのか述べているのに比べて、省略された表現である。常套句として省略され用いられたのである。

(9)叩頭死罪敢言之…上行文書の發信、および書き止めに用いられる文言。「叩頭死罪」は「書簡や上行文書で用いられる謙讓表現」(『漢簡語彙』)、「敢言之」は「文書において、主として上級の機關に報告する場合に謙讓の意を示す常套句」(『漢簡語彙』)と説明されるが、五一廣場簡では「敢言之」のみで用いられることは少ない。書き止めでは「叩頭」「死罪」を重ねることもある。「宮惶恐叩頭叩頭死罪死罪敢言之」(『貳』六八二)。「飯田二〇二二」参照。

(10)豫章…揚州豫章郡(『續漢書』郡國志四・揚州)。長沙郡のとなり。
(11)□…「楊小亮二〇二二」五四頁は「賊」と補釋する。文例からその蓋然性は高いが、圖版からは判讀しがたい。

【所見】

第一行は上行文書の結びの文言である。下に僅かに空白をのこし、第二行は中央部にみえる。筆跡は同筆のようであり、受信者による追記とは考えがたい。字配りと記載内容が共通する簡に、「惶恐叩頭死罪死罪敢言之。守左尉胤追殺人賊廣亭部」(『肆』一四七二)がある。また木兩行簡中段に、某官が某所にあることを記す簡に「守左尉區稜案箠離鄉」(『貳』四六〇)、「令丹追殺人賊靡亭部」(『貳』四九二)、「守左尉裨追賊小武陵亭部」(『參』一一三四)がある。某官が「賊」を某所に「追」うという記載は、君教木牘・君教兩行簡(後掲一七簡【所見】參照)のうちの、君(縣令)の不在を述べる簡「君追殺人賊黃□長頼亭部」(『壹』三三五)等に共通する。木兩行簡中段の記載も、某官が公務により不在であること、そのため用件を果たせないことを言うのではないか。本簡の場合、守右尉への命令文書に對して、眞らが

その不在を報告したのか。

三簡 (①:3) 24.4 × 2.9cm 木質

【釋文】

A面…

□中公舉知之謹白(1)沂口(2)例亭長(3)楊舉
召□亭長朱戎證(4)々李候李吳女子張□

張□病□自在逢門亭(5)即不在舉介中(6)今召□

B面…

史欲將舉詣廷舉得病不任行尊(7)舉蒙宿留(8)□□

堂節乎史(9)□近不得相見(10)□□

□曹□□…陽報樓(?)□□□

【訓讀】

堂節乎史。□近。相い見ゆるを得ず…(B面第二行)

□曹□□…陽報樓(?)□□□(B面第三行)

□中公。舉、之を知らば謹みて白す。沂口例亭長の楊舉…(A面第一行)

□亭長の朱戎の證を召す。證の李候・李吳・女子の張…(A面第二行)

張□、病みて□自ら逢門亭に在り。即ち舉の介中に在らず。今…を召し…(A面第三行)

史、舉を將いて廷に詣さんと欲すも、舉、病を得て行き尊うに任せず。舉、宿留を蒙り…(B面第一行)

【現代語譯】

堂節乎史。□近。お目にかかることができず…(B面第二行)

□曹□□…陽報樓(?)…(B面第三行)

□中公。畢はこの件について知っているので謹んで申し上げます。沂
口例亭長の楊皋は……(A面第一行)

□亭長の朱戎の證人を召喚しました。證人の李候・李吳・女子の張
……(A面第二行)

張□は病にかかり□自ら逢門亭におりました。つまり皋の管轄範囲に
はおりません。今……を召喚し……(A面第三行)

史は皋を引き連れて縣廷に出頭しようとしたが、皋は病にかかり
行きしたがうのにたえません。畢は待つていただき……(B面第一行)

【注】

(1) 白：「申し上げる」(『漢簡語彙』)。前漢から後漢、三國時代の文
書における「白」の用法の変化については、「角谷二〇一四」「高村二
〇一五b」参照。

(2) 沂口：地名。沂溪の河口地點であろう。沂溪は「十四年五月不處
日、俱乗棋船、上之沂溪中市魚、到潘溪」(『選釋』三七③)。
325-1139)とみえる。湘水支流の河口が「某口」と稱されることは、
「安部二〇二〇」が指摘する。

(3) 例亭長：官職名。亭長のうち、何らかの特殊な性格を持つもの。
「亭長」は亭におかれ、治安に關わる吏。「亭有亭長、以禁盜賊」(『續
漢書』百官志五・亭里)。「例亭長」は文獻史料等には確認できないが、
五一廣場簡には散見される。「楮溪例亭長黃詳」(『壹』三五九)、「例亭
長宋皋」(『貳』五二〇)等。また、「柚州例游徼」(『貳』四二六)があ
ることから、「例」は官職名を修飾する。「例」について、「周海鋒二
〇一八b」は「臨時設置」とし、「李均明二〇二〇」は「遮る」「検査
する」の意とし、「例亭」を「検査崗亭(見張りの番所)」とする。
『伍』一七九二が例亭長の設置を求める文書であることから、恆常的
な亭・亭長ではないという點で、周・李の説は妥當であると考えられ

る。ただし、「例游徼」についても同じ理解でよいのかは疑問がこ
る。

(4) 證：證人。「以爲罪須按成、雪以占定、若拷未畢格及要證一人不
集者、不得爲占定」(『魏書』辛雄列傳)。「某證」は、某に關する證人。
「驛卒李崇當爲屈甫證」(『壹』三九二)。

(5) 逢門亭：亭名。南郷にある。「南郷女子李廉自言。逢門亭長郝宣」
(『貳』五七〇)、「南郷逢門亭部玄丘儻子李崇」(『陸』二一七六)。

(6) 介中：「界中」に同じ。「與江介之湫湄(李善注。薛君『韓詩章句』
曰、介、界也)」(『文選』左思「魏都賦」)。「界中」は「境界の範圍内」
(『漢簡語彙』)で、官吏の管轄範圍内を意味する。「右部賊捕掾備言、
考實男子尹士不在界中書」(『壹』一二七)。

(7) 尊：「遵」で、したがうの意か。「然則守者必善、而君專用之
(俞樾『諸子平議』。尊讀爲遵、古字通也)、然後可以守也」(『墨子』備城
門)。

(8) 宿留：滞在する。停滯する。待つ。「今歲垂盡、當選御史、意在
相薦、子其宿留乎(李賢注。宿留、待也)」(『後漢書』韋彪列傳・韋義)。

(9) 堂節乎史：『壹』按語は、B面中央行の上半部の文字がやや大き
いことを指摘する。全體的にB面第二行はやや字が大きい。第一行は
この部分を避けていることから、第二行が最初に書かれたと考えられ
る。宛先にあたる受信者を指すのであろう。

(10) 不得相見：あうことができない。書信の冒頭にしばしばみえる揆
揆文言「不相見」の類であろう。「實宣伏地叩頭白記。董房・馮孝卿
坐前。萬年母恙。頃者不相見。於宣身上部屬亭迹候爲事也」(居延漢
簡 505.43 + 505.38 + 502.14)。そのため、B面第二行がこの書信の文頭
であると考えられる。

【所見】

幅は木兩行簡に同じだが、やや長い。整理者は上端に斷簡記號を附すが、上端はほぼ完形であり、缺けてみえない文字はないため、削除した。下方は割れているが、これ以上さほど文字があるとは考えがたい。

B面第二行の宛先・挨拶からはじまり、B面第三行、A面と續き、B面第一行でおわる。あるいはB面第二行、A面、B面第一行、B面第三行か。冒頭に脇付や、差出人の發語の文言が示されておらず、簡略に職務に關わる用件のみを傳える。縣廷の外にいる發信者が、縣廷に行けない理由を説明した書信である。

四簡 (①:4) 34.1 × 3.0cm 木質

【釋文】

- 永初四年三月乙酉朔廿五日己酉書佐(1)脩叩頭死罪敢言之
- 廷(2)前受遣(3)齋赦(4)與南山高置(5)亭長(6)純護逐召
- 證人赦(8)即日(9)到南山亭輒與□□逐召赦人在高
- 置亭部(10)護……脩與護□□□□脩叩頭……

【訓讀】

永初四年三月乙酉朔廿五日己酉、書佐の脩、叩頭死罪して敢えて之を廷に言う。前に遣を受けて赦を齋し、南山・高置亭長の純・護と證の人・赦を逐召す。即日南山亭に到り、輒ち□□と逐召するに、赦・人は高置亭部に在り。護……脩、護と□□□□。脩叩頭……

【現代語譯】

永初四年（安帝、一〇〇年）三月乙酉朔二十五日己酉、書佐の脩が叩頭死罪して縣廷に申し上げます。先に遣を受けて赦を持って行き、南山亭長の純・高置亭長の護とともに證人の人と赦を逐召することになりました。その日のうちに南山亭に到着し、すぐに□□と逐召したと

ころ、赦と人は高置亭部にいました。護は……脩……護と□□□□。脩が叩頭……

【注】

(1) 書佐…官職名。屬吏の一種。西北漢簡では、「書記官。邊境では太守府、都尉府に所屬する」（『漢簡語彙』）とされるが、文獻史料では縣の屬官として置かれるものとされる。「雒陽令秩千石、丞三人四百石、(略)員吏七百九十六人、十三人四百石。鄉有秩・獄史五十六人、(略)官掾史・幹小史二百五十人、書佐九十人」（『續漢書』百官志五・縣鄉・劉昭注所引『漢官』）、「雋以孝養致名、爲縣門下書佐、好義輕財、鄉閭敬之」（『後漢書』朱雋列傳）。本簡も縣の例である。本簡で書佐が縣廷に上申している内容は定かでないが、赦令文書を届けること、およびそれに關聯する業務についてであろう。こうした文書に關わる業務であるがゆえに書佐が主語になったものと推測する。

(2) 敢言之廷…「敢言之」の後に「廷」がある場合、多くは「敢言之。廷書曰」（『壹』三四一）、「敢言之。廷移府記曰」（『壹』三八一）のように、「敢言之」と「廷」の間に點が入る。しかし本簡の場合、「廷」は「遣」を受ける主語にはそぐわない。また西北漢簡には、「五鳳三年四月丁未朔甲戌、候史通敢言之官、病有廖即日視事敢言之」（居延漢簡 EPT.5.326）のように、「敢言之」と「官」を續けて讀む事例がある。「官」は候官のこと、縣廷に相當する機關であるため、本簡でも同様に、「敢えて之を廷に言う」と讀んだ。

(3) 遣…『遣書（派遣命令書）』に同じ（『漢簡語彙』）。「延平元年正月己卯朔廿四日壬寅、守史勤叩頭死罪敢言之。前受遣、調署伍長」（『參』一〇二二）。

(4) 齋赦…赦令を持って行くの意か。「齋」は、持って行く。「漢大喜、即詐爲光武書、移檄漁陽、使生齋以詣寵、令具以所聞說之」（『後

漢書』吳漢列傳)、「今年七月、召詣金商門、問以災異、齋詔申旨、誘臣使言(李賢注。齋猶持也。與賁通)。(『後漢書』蔡邕列傳下)、「明辯、家單無人、願遣從弟殷平齋致書、責叔陽・孟威本錢」(『選釋』九三(③325-1-16))。用例は見出せないが、ここは「赦」一字で赦令あるいは赦令に關する文書の意か。ただ、なぜ證人を探す(逐召證)必要があるのかは不明。あるいは本人確認のためか。

(5) 南山・高置：後の亭長が「純・護」の二名であるので、ともに亭の名と解した。臨湘縣には「南山郷」も存在する。「南山郷言民馬忠自言」(『選釋』一一一(③325-1-63))。

(6) 亭長：亭におかれ治安に關わる。三簡【注】(3)參照。

(7) 逐召：追跡調査して召し出す。「儼得言、男子樂宣責許明更菱錢、逐召明、未得、未能會會日」(居延漢簡 EPT211)、「趣逐召定考問、辭、本縣奇鄉民」(『壹』八一)。

(8) 證人・赦：證人の人・赦(人名)の意と解した。「證」は、證人の意。三簡【注】(4)參照。今のところ、漢代簡牘において證人を「證人」と表記する例はみえない。一方、「即日到南山亭」の主語は書佐脩であろうから、「證人赦」は逐召の目的語であり、證である「人赦」という二字名の人物、あるいは「人」と「赦」という二名の人物のいずれかとして解せざるを得ない。ここは、後文に「救人」と出てくることから、「人」「赦」の二名と理解した。ただし、整理者が「人」と釋す字は、殘畫からは「人」とは斷定しがたく、第二行下部の「人」字とも異なるようにみえる。しかしいずれにせよ、「人赦」の部分は人名であろう。ちなみに「人」という人名は、走馬樓吳簡竹簡「富男弟人年卅一盲右目」(『柒』五二六〇)、「樛女弟人年二歲」(『柒』五六〇〇)にみえる。

(9) 即日：「その日のうちに」(『漢簡語彙』)。「五月、旱。丙寅、皇太

后幸洛陽寺及若盧獄、錄囚徒、賜河南尹・廷尉・卿及官屬以下各有差、即日降雨」(『後漢書』安帝紀・永初二年)、「輒逐召催促撫・非家屬。即日撫母予、非母委詣郷」(『選釋』九二(③325-1-15))。

(10) 亭部：亭が管轄する範圍。「鳳皇・黃龍所見亭部無出二年租賦」(『後漢書』章帝紀・元和二年)、「辭皆曰縣民各有盧舍寶亭部」(『貳』五三九)、「案文書前部賊捕掾蔡錯・游徼石封・亭長唐曠等、逐捕鮪・平・竟、跡絕醴陵・檀亭部・劣淳丘・乾洩山中」(『貳』四二七)。「王彦輝二〇一七」「鷺尾二〇二二」參照。「部」は「管轄する。管轄する區域」(『漢簡語彙』)。また、ひきいる。「玄謁景、因伏地言陳相羊昌罪惡、乞爲部陳從事(李賢注。部猶領也)、窮案其姦」(『後漢書』橋玄列傳)、「書到、亟部吏、與納并力、逐召賢等、必得以付納」(『參』八七六)。

【所見】

上部と左側が斷裂しているため本來の形狀や大きさはわからないが、長大な簡である。編綴紐をとおすための空格を設けていないことから、單獨使用簡であると考えられる。

〔謝明宏二〇二二a〕が綴合復元する大型の竹質簡牘七九九七八九八〇九八二五八四六八〇四簡(推計 28 × 38cm)は「前受遣」という文言と、長大であること、上部を空白にする點が本簡と共通する。

上部の文字のない空白部分には、『壹』三二五と同様に、「臨湘廷以郵行」といった宛先や送達方法が書かれていたのかもしれない。そうだとすると、簡の長さはさらに一〇センチメートル程度長くなる可能性がある。

五簡 (①:5) * 『選釋』四一 16.5 × 8.2cm 木質

【釋文】
臨 湘 回

廷以郵行(1)

【訓讀】

臨湘廷。郵を以て行れ。

【現代語譯】

臨湘縣廷あて。郵を使つて遞送せよ。

【注】

(1) 以郵行：「文書の遞送に郵を使用する。檢面に記された、送達を指示する常套句」(『漢簡語彙』)。「臨湘、屬長沙郡。以郵行。□封。安陸長印。詣如署。永初五年七月廿三日己巳起」(『壹』六七)。「郵」は「漢代、一定の距離ごとに置かれた文書遞送のための機關」(『漢簡語彙』)。

六簡 (①:6) 11.2 × 2.0cm 木質

【釋文】

A面：

□(1) 完爲城旦(2)這良

B面：

吳□本事(3)

【注】

(1) □：擔當部局名を示すか。孔の上部に一文字のみ書かれ、「完爲城旦」以下とは連続しないだろう。楯の片面ごとに一字ずつ「左」「賊」と記されている例(『壹』三五〇、『貳』六七三)がある。

(2) 完爲城旦：刑徒の種類の一つ。後漢時代では、枷や髪切りを伴わぬ刑期四年の勞役刑とされる。「富谷一九九八」参照。「髡鉗徒何脩・

王种・李牧・黃勤・屈赦・桓眞・傅种・侯寶・廖國・宋珍・張閏・哆右・鄧彤・袁歆、完城旦徒周紆・徐凌」(『壹』三四七)。

(3) 本事：事案の経緯。『選擇』三八【注釋】「二」参照。「及前孝哀皇帝建平二年六月甲子下詔書、更爲太初元將元年、案其本事、甘忠可・夏賀良識書臧蘭臺」(『漢書』王莽傳上)。五一廣場簡では楯にみえ、ある事案の経緯に關する文書等を一括保管していること意味するのである。

【所見】

書類を保管する容器等に附した楯であると考えられる。形状は上端が半円形で孔が設けられる(「高村二〇一五d」形状分類一型)。

五一廣場簡の楯には両面同文が書かれたもの(「南郷言女子范榮自言本(A面)南郷言女子范榮自言本(B面)」)『選擇』八二(③:325-119))と、両面を連讀するもの(「連道奇郷受占南(A面)郷民逢定本事 已下(B面)」)『壹』三一七)の二種類がある。この簡は両面連讀タイプである。

七簡 (①:7) 11.5 × 4.0cm 木質

【釋文】

A面：

右賊(1)諸犯法兵(2)事(3)

B面：

右賊諸犯法兵本事

【訓讀】

右賊。諸の法を犯せる兵の事。(A面)

右賊。諸の法を犯せる兵の本事。(B面)

【注】

(1) 右賊：臨湘縣廷の右賊曹を指す。「賊曹」は中央の公府や縣廷におかれた諸曹の一つで、盜賊關係を擔當した。「賊曹、主盜賊事」(『續漢書』百官志一・太尉)、「後拜宛令(略)。人有盜其車蓋者、昌初無所言、後乃密遣親客至門下賊曹家掩取得之、悉收其家、一時殺戮」(『後漢書』酷吏列傳・黃昌)、「敵又說(太尉宋)由曰、(略)敵備數股肱、職典賊曹(李賢注。公府有賊曹、主知盜賊也)」(『後漢書』何敞列傳)。五一廣場簡には「左賊」もみえる。「左賊。永元十六年十二月、左倉曹史朱宏・劉宮、卒張石、男子劉得本」(『壹』三五〇)、「黃牒七百枚。詣左賊曹。兼北部賊捕掾辰脩叩頭死罪白」(『壹』三二五)。

(2) 犯法兵：違法な武器。「持犯法兵亡」は、罪名の一つに数えられる。「人人廬舍、賊殺人發覺、持犯法兵亡、數罪。亭長樂均前已劾」(『參』九二二)。違法な武器に關する明確な規定が存在したと考えられる。

(3) 事：「本事」のこと。事案の経緯。六簡【注】(3)参照。「本」のみで「事」を書かない例もある。「男子謝孟殺由綏本。廣亭主(A面)。男子謝孟殺由綏本(B面)」(『貳』六二九)。

【所見】

兩面同文タイプ、「高村二〇一五d」形状分類一型の楮である。六簡【所見】参照。

一八〇七十八簡 (③:266-139+①:8) 一八〇七15.6 × 2.7cm、八10.1 × 2.8cm 木質

【釋文】

日郁與所從少(1)張武(2) 之難舍(3)掩覆(4)逐捕(5)周 不得難
 〓〓辭(6)其月不處(7)

日周之難舍具以傷

馮狀告語難難爲周

作葛單

〓〓衣(8)給餉(9)食

【訓讀】

……日、郁從うる所の少の張武と難の舍に之き、掩覆して周を逐捕せんとするも得ず。難、辭すらく、「其の月不處の日、周は難の舍に之き、具に馮を傷つくるの狀を以て告げて難に語る。難、周の爲に葛單衣を作り餉を給し食……」

【現代語譯】

……日、郁は従えている少の張武とともに難の舍に行き、家捜しして周を逐捕しようとしたが確保できませんでした。難が供述するには、「その月の不詳の日に、周は難の舍に行き、ことまかに馮を傷つけた状況について難に語りました。難は周の爲に葛の單衣を作り、飲食を提供して食……」

【注】

(1) 少：使用人。「周海鋒二〇一八a」は、「少」の性質は『舍人』と類似し、官吏・私人が雇う雑役か」と言う。「債醴陵男子夏防爲少、月直六百」(『貳』五二三)。

(2) 張武：同名の人物としては、「男子張武」(『參』一一五三+一一二七)、「捕得蘭魚者張武」(『伍』一八五六+一八七八)がみえる。しかし、この二例に附随する他の固有名詞が本簡とは一致しないので、同名異人か。

(3) 舍：「住居」(『漢簡語彙』)。「元興元年八月廿一日、與贛・衰・叔・厚五人劫詩・林等。九月四日、於贛舍分臧」(『壹』八〇)。

(4) 掩覆：身柄を確保するために調べる。家捜しする。「掩」には、捕らえるの意がある。「車軌塵、馬候蹄、揜禽旅、御者不失其馳、然後射者能中(范甯注。揜、於檢反、本亦作掩)」(『春秋穀梁傳』昭公八年)、「載雲甲、揜羣雅(索隱。揜、捕也。張揖曰、詩小雅之材七十四人、大雅

之材三十一人、故曰羣雅也。言雲單載之於車、以捕羣雅之士」(『史記』司馬相如列傳)。また、「掩捕」と熟して用いられることもある。「時郎中汝南袁著、(略)乃詣闕上書。(略)書得奏御、冀聞而密遣掩捕著」(『後漢書』梁統列傳・梁冀)、「賊捕掾・游徼・亭長皆不處姓名、之符舍、掩捕符不得」(『貳』四〇三・四一六)。「覆」には、調べる、審らかにするの意がある。「覆之而角至。謂之句弓(鄭玄注。覆、猶察也)」(『周禮』考工記・弓人)、「神達昧其難覆兮、疇克謨而從諸(李賢注。爾雅曰、覆、審也)」(『後漢書』張衡列傳)、「安帝疑其侵、乃遣御史母丘歆覆案其事實、下牧廷尉」(『後漢書』孝明八王列傳・彭城靖王恭・李賢注所引『決録注』)。「掩覆」は五一廣場簡に散見され、「純・郡等、將兵廿餘人、掩覆主家」(『貳』四〇九)では「家」、本簡では「舍」のように、家屋を對象とする。身柄確保のため家宅捜査すると解した。

(5) 逐捕：「追跡して捕らえる」(『漢簡語彙』)。「案驗宮省直衛及百姓有事角道者、誅殺千餘人、推考冀州、逐捕角等。角等知事已露、晨夜馳勅諸方、一時俱起」(『後漢書』皇甫嵩列傳)、「記匱到、輒逐捕吉、必得考實、正園言」(『肆』一三二一)。

(6) 辭：供述。一簡【注】(4) 參照。

(7) 不處：不明。不詳。某。「處」は、審らかにする(一簡【注】(6) 參照) ことであるので、特定されていないことを言う。「熊、元興元年十二月不處日、署長頼亭長」(『壹』九〇)、「都鄉滂陽里大男馬胡、南鄉不處里區馮」(『壹』二五七)。他の長沙出土簡にも散見される。「升羅、張・昔縣民。前不處年中、升婢(?)取張同產兄宗女姪爲妻」(東牌樓簡五)、「匱爲已被書列未梟所言黃龍二年簿不處戸」(走馬樓吳簡竹簡『肆』四四三八)。

(8) 單衣：「ひとえの着物」(『漢簡語彙』)。「新布單衣二、直千八百。五幅故被一、直六百。布復長襦一、直二千。布復緹一、直四百五十。

布復裙二、直千四百。葛單衣一、直八百」(『貳』六一七)。

(9) 給餉：飲食を提供する。「餉」は、食物をおくる。または食物。「老弱罷轉餉(顏師古注。餉、饋也)」(『漢書』高帝紀上・四年)、「餉・藁・茹、食也」(『廣雅』釋詁二)、「臭知情、通行給餉」(『壹』九七)。

【所見】

綴合は『伍』による。

難の供述中、周に衣服・飲食を提供したことがみえる。「二年律令」には、群盜に對する食糧提供への處罰規定がある。「知人爲群盜而通飲食餽遺之、與同罪。弗知、黥爲城旦舂」(『二年律令』六三・盜律)。ここで給餉に言及するのは、犯罪者周への食糧提供が處罰の對象となるためであろう。

「周海鋒二〇二一b」は本簡と『貳』四五四・四六五・四五四四、『肆』一四二三、『伍』二二五〇・一八七二・一八八六を同一冊書とし、『伍』一八五三を關聯簡であるとす。

九簡 (①:10-1) 23.9 × 30cm 木質

【釋文】

□ ……叩頭死罪言事

詣 …… 如 署(1)

永初五年八月廿八日甲辰起驛

【訓讀】

…叩頭死罪して事を言う。

詣すこと署の如くせよ。

永初五年八月廿八日甲辰、驛より起つ。

【現代語譯】

…叩頭死罪して申し上げます。

記載のとおり届けてください。

永初五年（安帝、一一二年）八月二十八日甲辰に驛より發信。

【注】

（1）詣如署：封檢記載のとおりに届けよ。「□封安陸長印。詣如署」
（『壹』六七）。「署」は「しるす」（『漢簡語彙』）。封檢の平たい部分を指
すこともある。「陳偉二〇一七」参照。

【所見】

本簡は發送される文書に添附されたものである。類似の記載は五一
廣場簡に散見され、本簡と記載および形状が共通する簡には次のもの
がある。

書 一 封

小武陵郷助佐番廣言事

詣 如 署

永元五年二月甲午朔十六日巳酉起（『貳』四八五）

「書一封」≡文書の種類・數、「小武陵郷助佐番廣言事」≡發信者、
「詣如署」、發信の日附を記載する。本簡の缺損部分には、第一行の
「書一封」に相當する情報、第二行の發信者名を記載していたと考え
られる。このような記載は、『貳』四七六合檄下部や、東牌樓簡合檄
蓋（二、三）の封泥匣下方にも共通する。「何佳・黄樸華二〇一五」
参照。

一〇簡 (①:10-2) 158 × 1.3cm 木質

【釋文】

臨湘 □

【訓讀】

臨湘。

【現代語譯】

臨湘縣あて。

【所見】

宛先が記載された封緘簡牘である。斷裂しており封泥匣は確認でき
ないが、五簡のような形状の封檢であったか。

一一簡 (①:11-2) 144 × 1.6cm 木質

【釋文】

臨湘 □

【訓讀】

臨湘。

【現代語譯】

臨湘縣あて。

【所見】

焼け焦げた痕がある。五簡のような形状の封檢であり、縦に四つに
割れたうち、右から二つ目の一片であろう。六九簡と綴合できるか。

一五簡 (①:12-3) 189 × 2.6cm 木質

【釋文】

□長……□

……陵……以……□

一六簡 (①:15) 235 × 2.7cm 木質

【釋文】

……考實(1)

……解(2) 詣右賊曹(3) □月□日開

【注】

(1) 考實：調査する。一簡【注】(3) 参照。

(2) 解：「説明。もうしひらき」(『漢簡語彙』)。「失期内顧、以道惡爲解(顔師古注。解謂自解說也、若今言分疏)、失尊尊之序、是四過也」

(『漢書』酷吏傳・楊僕)、「左賊史式、兼史順・詳白。前部左部賊捕掾篤等、考實南鄉丈田史黃宮・趣租史李宗、毆男子鄧官狀。今篤等書言、解如牒。又官復詣曹、診右足上有毆創一所、廣袤五寸。不與解相應。守丞護・掾普議。解散略、請却實核白草」(『貳』四二九+四三〇)。

(3) 右賊曹：臨湘縣廷の右賊曹。盜賊關係を擔當した。七簡【注】(1) 参照。

【所見】

記載された文字、および字配りから、次の簡と同様な上行文書冊書の標題簡であると考えられる。「飯田二〇二二」参照。

北部賊捕掾綏言考實傷

由追者由倉竟解書

十二月十日閑 詣左賊(『貳』六五一)

一七簡 (①:16) 230 × 27cm 木質

【釋文】

君(1)教(2)諾(3)

【訓讀】

君教。諾す。

【現代語譯】

君教。承諾した。

【注】

(1) 君：縣の長官に用いる尊稱。「立皇考南頓君已上四廟」(『後漢書』光武帝紀上・建武三年)、「買生鬱林太守外、外生鉅鹿都尉回、回生南頓

令欽、欽生光武」(『後漢書』光武帝紀上)。臨湘縣の文書である五一廣場簡では臨湘縣令を指す。「臨湘令殷君門下。郎中隋宣叩頭白記」

(『壹』二九五)。なお、郡太守には「府君」を用いる。「詔長沙・零陵太守祠長沙定王・春陵節侯・鬱林府君」(『後漢書』章帝紀・元和元年)。

(2) 教：長官の指示。「太守劉咸強召之、業乃載病詣門。咸怒、出教曰、賢者不避害、譬猶毅弩射市、薄命者先死」(『後漢書』獨行列傳・李業)、「復不得、遣梵詣府對。會七月廿日。勉思方謀、有以自效。有府囹圄」(『參』一一四二+一二四一)。

(3) 諾：「承知する」(『漢簡語彙』)。ここでは長官の承諾を示す。「後汝南太守宗資任功曹范滂、南陽太守成瑨亦委功曹岑晷。二郡又爲謠曰、汝南太守范孟博、南陽宗資主畫諾」(『後漢書』黨錮列傳)。

【所見】

兩行簡を使用する君教簡(君教兩行簡)である。兩行簡を使用した上行文書冊書を受領し、縣令が承諾を與えた場合、冊書に加えたのではないか。他に幅廣の木牘を用い、上段に「君教若」「君教諾」等、中下段を利用して屬吏の「白」と丞・掾の「議」等が書かれたものがある(「君教木牘」)。「高村二〇一〇」「鷹取二〇一一」参照。

二〇簡 (①:19-1) 156 × 28cm 木質

【釋文】

夫董永□□

□□□錢……仲學貫錢(1)二□□

【訓讀】

……夫の董永□……錢……仲學貫錢二□……

【注】

(1) 貫錢：……つけの賣り買いに関わる金銭。「常從王媪・武負貫酒(索

隱。韋昭曰、貫、賒也。』〔『史記』高祖本紀〕、入償泉五萬九千九百
〔居延漢簡 EPT2.19〕。

二一簡 (①:19-2) 11.0 × 1.6cm 木質

【釋文】

……遣……

二四簡 (①:22) 23.3 × 2.9cm 木質

【釋文】

……無或 ……或…… 慮久長……

……貧急貸 左……

二八簡 (①:23-4) 22.9 × 2.9cm 木質

【釋文】

瀉鄉(1)…… 五

……

【注】

(1)瀉鄉…郷名。臨湘縣には瀉郷〔瀉郷嗇夫呉對(?)叩頭死罪言事〕
 『壹』一四八)と臨瀉郷〔臨瀉郷嗇夫范、助佐朗・崇敢言之〕『選擇』二八
 (③:315)の所屬を確認できる。

【所見】

文字の配置から、上行文書冊書の標題簡である。一六簡【所見】參
 照。

三三簡 (①:23-8) 12.8 × 1.4cm 木質

【釋文】

延平元年十二月甲辰朔田四壬戌南郷(1)

【注】

(1)南郷…郷名。臨湘縣には南郷の所屬を確認できる。「前流客、占
 屬臨湘南郷樂成里」(『壹』八一)。

【所見】

文書の冒頭書き出し部分であり、郷から縣廷への上行文書であろ
 う。兩行簡であつたものが縦に割れたうちの右側である。

三五簡 (①:25-2) 23.4 × 3.5cm 木質

【釋文】

教諾

【訓讀】

教。諾す。

【現代語譯】

教。承諾した。

【所見】

君教兩行簡。一七簡參照。

三六簡 (①:25-3) 22.2 × 2.6cm 木質

【釋文】

永初七年八月乙丑朔十二日丙子 南郷(1)有秩選(2)佐均助佐衰(3)

|| 敢言 之逢門里(4)女子路英詣

……別 爲戸(5)謹爰書(6)聽受(7)如檀||

|| (8)選 陶園叩頭死罪敢言之

【訓讀】

永初七年八月乙丑朔十二日丙子、南郷有秩の選・佐の均・助佐の衰敢

えて之を言う。逢門里女子の路英、……に詣り……別に戸を爲……。謹んで爰書もて聽受すること積の如し。選・均・衰叩頭死罪して敢えて之を言う。

【現代語譯】

永初七年（安帝、一三三年）八月乙丑朔十二日丙子、南郷有秩の選・佐の均・助佐の衰が申し上げます。逢門里女子の路英が……に詣り、……別に戸を形成する……。嚴正に爰書を作成して受理したこと、積のとおりです。選・均・衰が叩頭死罪して申し上げます。

【注】

(1) 南郷：郷名。臨湘縣には南郷の所屬を確認できる。三二簡【注】

(1) 參照。

(2) 有秩選：「有秩」は、郷におかれた秩百石の吏。「郷置有秩・三老・游徼。本注曰、有秩、郡所署、秩百石（劉昭注。漢官曰、郷戸五千、則置有秩）、掌一郷人」（『續漢書』百官志五・縣郷）。「有秩選」は、「南郷有秩選叩頭死罪白」（『壹』二九四）にもみえる。

(3) 佐均・助佐衰：「佐」は郷佐。郷におかれた少吏。賦稅徵收を擔當する。「郷置有秩・三老・游徼。（略）又有郷佐、屬郷、主民收賦稅」（『續漢書』百官志五・縣郷）、「元年十一月不處日、謬陽郷佐王副得召辟則」（『伍』四九一＋一七〇九）。「助佐」は史書にはみえないが、郷佐の補佐、または郷佐のうち地位の低いものであろう。「小武陵郷助佐佑言所主租參墨畢簿書」（『壹』三〇五）。

(4) 逢門里：臨湘縣南郷の里名。「臨湘耐罪大男、南郷逢門里、朱循年卅歲」（『貳』四二二）。同名の亭もある。三簡【注】（5）參照。

(5) 爲戸：戸を創設すること。「不幸死者、令其後先擇田、乃行其餘。它子男欲爲戸、以爲其□田予之。其已前爲戸而毋田宅、田宅不盈、得以盈」（『二年律令』三二二～三二三・戸律）、「制戸調之式、丁男之戸、

歲輸絹三匹、縣三斤、女及次丁男爲戸者半輸」（『晉書』食貨志）。

(6) 爰書：官により内容が證明された文書。「初山二〇〇六」は「公證文書」と言う。「民自言、辯如牒、即如辯。書到爰書聽受、麥秋考實姦詐、明分別」（『貳』六七二）、「東念受教言不目見、恐不實、不敢爰書」（『貳』五九三）。

(7) 聽受：「ききいれる」（『漢簡語彙』）。「其令有司、罪非殊死且勿案驗、及吏人條書相告不得聽受、冀以息事寧人、敬奉天氣」（『後漢書』章帝紀・元和二年）、「願以詔書隨人在所占、謹聽受占」（『壹』八一）。

(8) 積：積。「謹移象人爰書一積」（『參』九二九）。「讀」と書かれることもある。「謹移案診男子劉郎大奴官爲亭長董種所格殺爰書象人一讀」（『壹』一一三）。

【所見】

「爲戸」（戸の創設）の申請を受けた郷が、爰書を作成して受理したことを縣廷に報告したものである。爲戸は新たな戸の誕生であるので、財産の移動等の變化が生じ得る。よって、誤りなきことを證明する文書の作成が必要とされたのであろう。財産の移動に際して、郷に申請し、爰書が作成されたことは里耶秦簡にみえる。「卅五年七月戊子朔己酉、都郷守沈爰書。高里士伍廣自言、謁以大奴良・完、小奴疇・饒、大婢闌・願・多・□、禾稼・衣器・錢六萬、盡以予子大女子陽里胡。凡十一物、同券齒。典弘占」（里耶秦簡八・一五五四正）。

本簡の日附が八月十二日であるのは、爲戸が八月の案比（戸口調査）の時に言うことになっていたのであろう。「民欲別爲戸者、皆以八月戸時、非戸時勿許」（『二年律令』三四五・戸律）。

「楊小亮二〇二二五〇頁は、圖版未公開の背面にも墨跡がのこることを指摘し、上行文書冒頭簡の體例に基づいて背面の記載を推定復元している。

三七簡 (①:25-4) 17.8 × 2.7cm 木質

【釋文】

兼(1) 曹史封助史豫……考……

逐召御(2)……

□……□

【注】

(1) 兼…兼ねる。兼任する。「兼、并也」(『説文解字』糸部)。吏の立場や地位を示し、「本務以外の官職を兼ねる」(『漢簡語彙』)とされるが、五一廣場簡では、史―兼史―助史の序列がみえ、「兼」のつかない史よりも一ランク低い地位を示す場合がある。「左賊史遷・兼史脩・助史龐白」(『選擇』四八(③:325-32))。

(2) 逐召御…「御」は人名か。「逐召」は、追跡調査して召し出す。四簡【注】(7)参照。他簡に「逐召+人名」の例がみられる。「被府都部書逐召崇不得」(『壹』三九二)。

【所見】

官職名として縣廷所屬の吏と考えられる「兼□曹史」「助史」がみえ、やや小さい字で簡の右の餘白をあまり取らずに書いている。「兼辭曹史輝・助史襄白。民自言、辭如牒」(『選擇』四七(③:325-5-21))のような君教木牘の一部であろう。

三八簡 (①:25-5) 23.2 × 3.2cm 木質

【釋文】

□詡(1)

【注】

(1) □詡…整理者は釋讀せず、按語で「殘字の迹がみられる」と述べる。しかし圖版からは、大振りに書かれた言偏の左部分を確認でき、

用例から「諾」字であろう。「諾」は、長官の承諾を示す。一七簡

【注】(3)参照

【所見】

君教兩行簡。一七簡参照。

三九簡 (①:25-6) 23.0 × 3.1cm 木質

【釋文】

君教

【所見】

君教兩行簡。一七簡参照。

四〇簡 (①:25-7) 23.4 × 3.8cm 木質

【釋文】

A面…

□……

□……

□……方□□□張□牛恐……

□……無從□□□□以爲可□以方得屠者凡

絶姦輕以方未□唯

詡(1)……惶恐叩頭死罪死罪……

B面…

□□……

□□……

□□……

□□……

□□……

□……叩頭死罪輕……

【注】

(1) 唯廷…縣廷に願う。「唯」は願う、願わくは～せんことを。「唯明主躬萬機、選同姓、舉賢材、以爲腹心、與參政謀、令公卿大臣朝見奏事、明陳其職、以考功能」(『漢書』蕭望之傳)。五一廣場簡では、「唯廷」と文章が續く場合、「唯」字の後で改行し、「廷」字を次行冒頭に置く平出の例が多い。「高村二〇二〇」参照。そして「廷」の後に具體的に希望する用件内容がくる。「唯廷、財部吏考實」(『壹』八四)。

【所見】

不明部分が多く文意は明らかでないが、「牛」と「屠」字がみえる。牛の屠殺に言及する樹(『壹』六四)、竹簡(『壹』五五、『壹』六〇)がある。本簡には「方」がみえるが、五五簡にも「定陶男子王方」がみえる。

「唯廷」という廷への依頼の文言は文書の末尾部分にみられ、「某惶恐叩頭死罪敢言之」等の書き止め文言が續き、文書は完結する(『壹』八四、『壹』八七、『壹』九五等)。そのためA面の左端二行の「唯廷」は文書の末尾に近い部分であり、この面が背面であって表面はB面であろう。幅廣の木牘を用い、両面に書かれることから、この一枚で文書は完結する。

四一簡 (①:25-8) 10.6 × 2.7cm (『參』訂正值) 木質

【釋文】

A面…

□……叩頭死罪……□

□……□

□……□

B面…

……

四二簡 (①:25-9) 13.0 × 3.8cm 木質

【釋文】

A面…

□……□

□□自給(1)柱錢……月十五日□

□……□

B面…

□……□

□勤□□惶恐叩頭……□

□……□

【注】

(1) 自給…自分で生計を立てる。自分でまかなう。「減外繇、耕桑者益衆、而百姓未能家給(顏師古注。給、足也。家家自給足、是爲家給也)」(『漢書』昭帝紀・元平元年)、「●□□榮小未傳、爲譯騎。皆小家子、貧急、不能自給實□」(居延漢簡 EPT58.30)、「家貧單、無以自給餉」(『陸』二二八九)。

四八簡 (①:25-17) 6.9 × 1.8cm 木質

【釋文】

A面…

□□得 □

B面…

□□ □

四九簡 (①:25-18) 7.9 × 0.7cm 竹質

【釋文】

□長(?) □責(1)男子張建(2) □

【注】

(1)責…「求める。請求する」(『漢簡語彙』)。「過聞知、其日往之福所解止私舍、欲責福錢、不見福」(『壹』三六二)、「月廿日叔責且錢、且不與」(『貳』六五九)。文字がやや右に偏り、簡の左側の表面が削れていることから、「債」で、「貸す」「雇う」の可能性もある。「債體陵男子夏防爲少、月直六百」(『貳』五二二)。

(2)男子張建…「男子」は「おとこ」(『漢簡語彙』)。五一廣場簡では「男子某」「女子某」とある場合、名のみではなく、姓名を言うようである。「前十五年男子由併殺桑鄉男子黃微、匿不覺。併同產兄肉復盜充丘男子唐爲舍」(『貳』六六四+五四二)。「不處姓名男子」(『壹』九一等)という表現も散見される。それゆえ、「張建」は一人の姓名であると考えられる。「張建」は他に、「□□園建受佐陳閭五千、齋夫□千。□□謝副受佐陳閭萬。代者區式受佐陳閭萬」(『選釋』八七(③:325-16))にもみえるが、本簡の「張建」と同一人物かは不明。

【所見】

竹簡である。五一廣場簡において、竹簡は簿籍(「同里男子師陵年廿長七尺白色持絮一百斤刀矛」)、『貳』七一六等)にも、文書(「延平元年四月戊申朔廿三日庚午、臨湘令君・守丞護、叩頭死罪敢言之」(A面)。據蘇受・令史彭式・兼史李順・助史黃條(B面)、『肆』一二六四等)にも使用されている。竹簡の特徴については「楊小亮二〇二二」八一頁参照。

五二簡 (①:25-21) 230 × 1.4cm 木質

【釋文】

君教

【訓讀】

君教。諾す。

【現代語譯】

君教。承諾した。

【所見】

ほとんど「諾」字の「言」部分しか確認できない。「言」の下方に墨跡はみえず、「言」の字形は楷書に近い。君教木牘の「諾」ではそうした字形がみられないことから、縦に割れた君教兩行簡の一部であると考えられる。一七簡参照。

五三簡 (①:25-22) * 『選釋』二二 134 × 0.8cm 竹質

【釋文】

□願(1)求於小市(2)賣枯魚(3)自給(4) □

【訓讀】

……願、小市に枯魚を賣りて自給せんことを求む。

【現代語譯】

……願は小市で魚の干物を賣って生計を立てたいと希望。

【注】

(1)願…人名か。「自給」の下に文字がなく、文書のおわり方としては不自然である。この簡は帳簿のような性格のものと推測した。そうだとすれば、この上には自給を希望する人物の情報が書かれているはずである。従って、のこっているのは簡の中央部分と考えられる。動詞の「ねがう」である可能性もあるが、「願求」という用例が同時代史料になく、その一方で、五一廣場簡に「願」なる名がみえる(「與男子悉願・雷勒相比近知習」『壹』一二六)ことから、ひとまず人名と理

解した。

(2) 小市…小規模の市場か。「綿亭買席、往來都洛、當爲婦女、求脂澤、販於小市」(王褒『僮約』)。

(3) 枯魚…干し魚。「曾不如早索我於枯魚之肆」(『莊子』外物)「枯魚。李云、猶乾魚也」(『經典釋文』莊子音義)、「東郡趙咨爲東海相、人遺其雙枯魚噉之、二歲不盡、以儉化俗」(『太平御覽』職官・郡國相所引謝承『後漢書』)。

(4) 自給…自分で生計を立てる。自分でまかなう。四二簡【注】(1) 参照。

五四簡 (①:25-23) * 『選擇』三二一 13.0 × 0.8cm 竹質

【釋文】

左戸曹(1)史麟白民自言(2)辭(3) 如牒(4)請記(5)告安民(6)☐

【訓讀】

左戸曹史の麟、白す。民、自言す。辭は牒の如し。請うらくは、記もて安民…に告げ…

【現代語譯】

左戸曹史の麟が申し上げます。民が申し立てました。供述内容は牒にあるとおりです。記によつて安民…に命じて…しててください。

【注】

(1) 左戸曹…「戸曹」は諸曹の一つで、民戸や禮俗を擔當した。「戸曹主民戸・祠祀・農桑」(『續漢書』百官志一・太尉)。「嚴耕望一九六一」参照。既公開の五一廣場簡では、他に一か所「左戸曹」がみえるが(『選擇』七一(③:325-18))、「右戸曹」は確認できない。一方、「左」(「右」を冠さない「戸曹」の例は多い(『壹』一五六、『壹』三九二、『貳』五二六+五三四等))。

(2) 自言…口頭で申し立てる。申請する。「敞臨廬江歲餘、遭旱。行縣、人持枯稻、自言稻皆枯」(『後漢書』宗室四王三侯列傳・城陽恭王祉・李賢注所引『東觀記』)、「廷移府書曰、男子袁立自言、廩亭長王固捕得賊殺人」(『壹』八八)。「初山二〇〇六」参照。

(3) 辭…供述。一簡【注】(4) 参照。

(4) 牒…「簡牘」。添付文書(『漢簡語彙』)。「行長沙大守文書事大守丞當謂臨湘。民自言、辭如牒、即如辭。書到、爰書聽受」(『貳』六七二)、「男子袁常失火、所燔燒民家及官屋名直錢數、如牒」(『參』九九六+一二八六)。

(5) 記…「官文書の一種」(『漢簡語彙』)。下行文書の場合、年月日や發信者の官名・人名がなく、「府」や「廷」などからはじまる。「鷹取二〇一五」参照。「府告兼賊曹史湯・臨湘(略)。記到、湯・縣各實核不相應狀、明正處言、皆會月十五日。(略)有府君教」(『選擇』一一七(③:285))。

(6) 安民…安民史か。「府告安民史竟民自言☐」(『壹』五七)。典籍には「安民史」や「安民」を冠する官職名は確認できない。

【所見】

圖版からは「如」字の表面に附着物を確認できる。編綴紐の痕跡であろう。

「安民」の語は『壹』五七にもみえ、本簡と關聯する可能性がある。「鷹取二〇二二」は本簡を「竹簡白文書」の冒頭簡であるとする。

五五簡 (①:25-24) 13.2 × 0.6cm 竹質

【釋文】

☐定陶(1)男子王方客來(2) 復屠牛☐☐☐☐

【訓讀】

……定陶の男子の王方、客來し、復た牛を屠り□□□

【現代語譯】

……定陶の男子の王方はやってきて、また牛をつぶして……

【注】

(1) 定陶…濟陰郡定陶縣(現山東省西部)。「濟陰郡。(略)定陶、本曹國、古陶、堯所居。有三醜亭」(『續漢書』郡國志三・兗州)。

(2) 客來…他所からくる。「客」は「他所に寄寓する、あるいは他所に寄寓する者」(『漢簡語彙』)。「常客來日久、恐在縣有他犯、脱無名數」(『壹』三三二)。

五六簡 (①:25-25) 22.3 × 0.6cm 竹質

【釋文】

陳留考城縣(1)男子□□自□ ……自給□

【注】

(1) 陳留考城縣…陳留郡考城縣(現河南省東部)。「陳留郡。(略)考城。故菑、章帝更名。故屬梁」(『續漢書』郡國志三・兗州)。

(2) 自給…自分で生計を立てる。自分でまかなう。四二簡【注】(1) 參照。

五七簡 (①:25-26) 13.3 × 0.7cm 竹質

【釋文】

府告(1) 安民史竟(2)民自言(3)□

【訓讀】

府、安民史の竟に告ぐ。民、自言するに……

【現代語譯】

太守府が安民史の竟に通告する。民が申し立てるには……

【注】

(1) 府告…府が某に通告する。「府告」「官告」は、「記」と自稱する文書の冒頭にみえる。西北漢簡のこれらの文書は、「候官や都尉府などの長官が発した命令を直屬の書記官らが書面にし、『官』すなわち候官、もしくは『府』すなわち都尉府・太守府などの名義で発信したものとされる。「高村二〇一五a」參照。なお、「府」字には懸針がつく。「府告臨湘。前却趣詭課左尉邾充・守右尉夏侯弘」(『選擇』二一(③:291))。

(2) 安民史竟…安民史の竟。太守府が民に通告する可能性は低く、「安民」と「史竟」という人名とは考えがたい。五一廣場簡では、府が吏や臨湘縣に「告」した例を確認できる。「府告兼賊曹史湯・臨湘」(『選擇』一一七(③:285))、「府告北部賊捕掾碧・游徼曠・靡園園固」(『貳』七二五)、「府告臨湘」(『參』一一四二+一二四一)がある。

(3) 自言…口頭で申し立てる。申請する。五四簡【注】(2)參照。

【所見】

「安」字の上下に纖維質の附着物を確認できる。

五九簡 (①:25-28) * 『選擇』三三二 6.4 × 0.7cm 竹質

【釋文】

□□猾與叔共爲姦□

六〇簡 (①:25-29) 12.4 × 0.7cm (『參』訂正值) 竹質

【釋文】

□…□□□屠□□書今廢 □牛已到□□

六一簡 (①:25-30) 4.2 × 0.9cm 竹質

【釋文】

記白(1)草(2)□□

【訓讀】

記。草を白す。……

【現代語譯】

記。草稿を申し上げます。……

【注】

(1)白…申し上げる。三簡【注】(1)参照。

(2)草…「草稿。下書き」(『漢簡語彙』)。「守丞護・兼掾英議。請移書賊捕掾浩等、考實姦詐。白草」(『選擇』二五(3:305))。

六四簡(①:26) 127 × 35cm (『參』訂正值) 木質

【釋文】

A面…

□□屠牛本事(1)

B面…

……(2)

【注】

(1)本事…事案の経緯。六簡【注】(3)参照。

(2)……『壹』の按語には「殘字の迹がみられる」とあり、赤外線圖版では中央部左側に横劃がみえるようである。

【所見】

榻である。形状は上端が三角形に加工され、左右側面に深い切れ込みを設ける。「高村二〇一五d」形状分類一二型。

六五簡(①:27) 237 × 33cm 木質

【釋文】

……召□□以……所母□男子……

……□□□言考問(1)舉□□□□

……當調赦爲正(2)ク……

……廿七……

……爲五十五……九繪□凡十四訾(3)

【訓讀】

……召□□以……所母□男子……□□□言えらく考問す。舉□□□□

……當に赦を調して正と爲すべし。正……廿七……爲五十五……九繪□□凡十四訾……

【注】

(1)考問…調べ問いただす。訊問する。「趙飛燕譖告許皇后・班婕妤挾媚道、祝詛後宮、訾及主上。許皇后坐廢。考問班婕妤、婕妤對曰」(『漢書』外戚傳下・孝成班婕妤)、「得書輒考問少及次元、辭皆曰」(『簡報』例1(3:325-1-12A))。

(2)正…里正か。「部戸曹掾史、與鄉吏・亭長・里正・父老・伍人、雜舉長安中輕薄少年惡子」(『漢書』酷吏傳・尹賞)、「詔書、百戸置一正、貧富不得容姦詐」(尚德街簡八四、「周海鋒二〇一七」参照)。

(3)訾…「資産」(『漢簡語彙』)。「一切稅天下吏民、訾三十取一」(『漢書』王莽傳下)。吳簡吏民簿では財産のレベルを示すのに用いられる。「右主家口食十人 訾 五十」(走馬樓吳簡竹簡『壹』九四〇三)。五

一 廣場簡「廷移茶陵書曰、耐罪大男復陽鄉李岑・文曹・區廬等、以訾次函、署給今年正」(『參』一一一六)でも、「訾」を基準に「正」となっている。

【所見】

状態が悪く、譯解不能であるが、字形は整っている。大きさは兩行

簡に相當するが、少なくとも五行確認でき、第五行の文字が簡の端に寄っていることから、左側が割れて缺けているとみなした。字配りから君教木牘の可能性がある。一七簡【所見】参照。

六六簡 (①:77) 120 × 39cm 木質

【釋文】

外部賊曹掾(1) □ 叩頭死罪 □

白(2) 事

【訓讀】

外部賊曹掾の□、叩頭死罪して事を白す。

【現代語譯】

外部賊曹掾の□が叩頭死罪して申し上げます。

【注】

(1) 外部賊曹掾：縣廷外で職務に従事する賊曹掾か。「賊曹」は、七簡【注】(1)参照。「外部」は、翼奉『洪範五行傳』に「游激亭長外部吏、皆屬功曹」(「嚴耕望一九六一」参照)とみえる。『宋書』百官志は、光祿外部を殿門外にあると説明し、禁中にある通常の光祿勳と區別する。「光祿勳居禁中如御史、有獄在殿門外、謂之光祿外部」(『宋書』百官志上)。これによれば「外部」とは、「通常の部署の外で就業するもの」を言うのであろう。三國呉の外部督について胡三省は、「呉外部督、建業外營兵」(『資治通鑑』卷七十七・高貴郷公甘露三年)と説明する。また、烏程漢簡に「大尹外部掾掌薄望受教菡戊曹掾發」(烏程漢簡〇九二)とみえ、王莽新の時、郡に外部掾があつたと考えられる。

(2) 白：申し上げる。三簡【注】(1)参照。

【所見】

本簡と七一簡(120 × 37cm)はほぼ同じ大きさで、記載も共通するが、本簡の人名は判讀できない。

五一廣場簡では、「叩頭死罪白」の文言を用いる公文書が散見される。「飯田二〇二二」参照。本簡はこれにつけられた封検で、標題を兼ねるか。

六七簡 (①:78) * 『選擇』四二 157 × 7.4cm 木質

【釋文】

□ □ □ 封(1) 安陸(2) 長印詣如署(3)

臨湘屬長沙郡以郵行(4)

永初五年七月廿三日己巳起

【訓讀】

……封。安陸長印。詣すこと署の如くせよ。

臨湘、長沙郡に屬す。郵を以て行れ。

永初五年七月廿三日己巳、起つ。

【現代語譯】

……封。安陸長印。記載のとおり届けてください。

臨湘縣あて、長沙郡所屬。郵を使って遞送せよ。

永初五年(安帝、一一一年)七月二十三日己巳、發信。

【注】

(1) □ □ □ 封：整理者は「□封」とするが、文例によれば、破損した部分には「書一」の二字が入る(『貳』四八五)。「書」以外の類似例には、「合檄一封」(『貳』四七六)もあり、文書の種類が書かれる。九簡【所見】参照。

(2) 安陸：江夏郡安陸縣(現湖北省中部)。「江夏郡(略)。安陸」(『續漢書』郡國志四・荊州)。

【注】(3)参照。

【所見】

「高村二〇一五d」形状分類一型の楯で、上部中央の穴から半分に割れている。A面は少なくとも二行あり、第二行は残断している。B面の第一行は確認できないが、他の楯の例から左側のみ書いたとは考えがたく、第一行が存在したと想定できる。両面同文か、連讀かは判断できない。六簡【所見】参照。類似する事項が記載された楯に、「永元十六年九月藤部殺鄧世賊這勸本事」(「貳」五〇一)がある。

七〇簡 (①:81) 138 × 35cm 木質

【釋文】

A面…

謝壽本事(1)在此中

B面…

謝壽本事在此中

【訓讀】

謝壽の本事。此の中に在り。

【注】

(1)本事…事案の経緯。六簡【注】(3)参照。

【所見】

両面同文タイプ、「高村二〇一五d」形状分類一型の楯である。六簡【所見】参照。

七一簡 (①:83-1) 120 × 37cm 木質

【釋文】

(3)詣如署…封檢記載のとおりに届けよ。九簡【注】(1)参照。

(4)以郵行…文書の遞送に郵を使用する。五簡【注】(1)参照。

【所見】

九簡【所見】参照。中央の行の宛名はやや大きく、左右の行は小さく、書き振りがやや異なるが、筆跡の異同は判断しがたい。

六八簡 (①:79) * 『選釋』二二八 11.9 × 32cm 木質

【釋文】

A面…

延平元年二月

□亭部(1)殺□(2)

B面…

【…】(3)

這守(4)等本(5)

【訓讀】

延平元年二月□亭部…を殺す…這守等の本。

【注】

(1)亭部…亭が管轄する範囲。四簡【注】(10)参照。

(2)□亭部殺□…整理者は、「這守□□□」とする。残劃より釋讀を改めた。幅と文字の大きさからすれば、この行の後にもう一行ある可能性もある。

(3)【…】…原釋文ではB面を一行のみとしているが、字配りからすれば前に一行あったであろう。

(4)這守…人名。這姓の人物は、「這良」(「壹」六)、「這脩」(「參」九八四)等、五一廣場簡で散見される。

(5)本…「本事」のこと。事案の経緯。六簡【注】(3)参照。七簡

A面…

外部賊曹掾良叩頭死罪 回

白 事

B面…

…

【訓讀】

外部賊曹掾の良、叩頭死罪して事を白す。

【現代語譯】

外部賊曹掾の良が叩頭死罪して申し上げます。

【所見】

六六簡參照。

七二簡 (①:83-2) 110 × 3.7cm 木質

【釋文】

A面…

□ 審校報掾□

□ 不審校□奏報未

B面…

□ ……面不

□ ……汜□□

【所見】

木兩行簡よりもやや幅廣である。A面の上端の断面は直線的であり、人爲的な加工か。筆跡は複數種あり、習字か。

七四簡 (①:83-4) 120 × 0.7cm 木質

【釋文】

圖四圍(1)

【訓讀】

詣すこと署の如くせよ。

【現代語譯】

記載のとおりに届けてください。

【注】

(1) 詣如署…封檢記載のとおりに届けよ。九簡【注】(1) 參照。

【所見】

本簡は、發送される文書に添附されたものの断片である。九簡【所見】參照。

(附記)

研究會(二〇一八〜二〇二三年度)參加者は、青木俊介(清泉女子大學)・安部聰一郎(金澤大學)・飯田祥子(古代學協會)・章瀟逸(武漢大學)・鈴木直美(明治大學)・角谷常子(龍谷大學)・高村武幸(明治大學)・藤本航輔(明治大學)・宮宅潔(京都大學)・鷲尾祐子(立命館大學)である。

本稿はJSPS科研費19K01027の助成を受けたものである。

いいだ さちい (古代學協會客員研究員)

しょう しょういつ (武漢大學簡帛研究センターPD研究員)

すみや つねい (龍谷大學文學部特任教授)

ふじもと こうすけ (明治大學大学院博士後期課程)

わしお ゆうこ (本學文學部非常勤講師)

